



土地所有者の皆様へ

あなたの

土地が狙われています!!

資材置場に使うと言われて
土地を貸したら、大量
の廃棄物が搬入された。

遊休地にいつの間にか
不法投棄されていた。

埋立てに同意したら、
説明以上の残土の山に
された。



悪質な事業者は、金銭や甘い言葉であなたの
土地を借りたり、購入したりしようとします。

そして、土地の権利を得ると、法令や手続き
を無視して、短期間のうちに廃棄物や大量の土
砂等を持ち込んで、時には、周囲の土地まで迷
惑を及ぼすことがあります。

さらに、土地を貸した場合、事業者が行方不
明になると、**土地所有者が撤去等の対応**
をしなければならないなど、**莫大な損害**を被
るケースもあります。

防止策

- うまい話があっても、安易に土地を貸したり、売ったりしない。
 - 自分だけで判断せず、周りに相談する。
 - 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する。
 - 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる。
 - 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ。
 - 道路から奥まった土地や人目につきにくい土地などは、しっかり管理する。
- (例) 定期的に見回る、侵入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板を設置するなど。
土地所有者(管理者)としてできる必要な措置を講じておくことが有効です。



不法投棄や不適正な残土埋立て、野焼きの防止
や解決には、早期発見・早期対応が最も重要です。

これらを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル
「不法投棄 110 番」まで通報をお願いします！

不法投棄 110 番

受付時間：平日 8:30~17:15
受付時間外は最寄りの警察署まで。

いつもみんなでむらなく み は れ
0 1 2 0 - 5 3 6 - 3 8 0